



チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育

◆ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ◆

チェーンソー取扱業務に従事する場合は、「伐木等の業務に係る特別教育」の修了者でなければ就く事ができません。

労働安全衛生規則の一部が改正され、今まで、伐木の直径等で区分されていた、安衛則36条第8号と、8号の2が統合され、令和2年8月1日から新たな資格になりました。

つきましては、新たに資格を取得する方を対象として、新「安全衛生特別教育規程」に基づき教育を実施いたしますので、該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

1 講習日時	講習日	受付期間	定員	講習時間(休憩含)
	R 6 . 10 . 9 (水) ~11 (金)	8/9~9/25	60名	1日目 9:00~16:50 2日目 9:00~16:40 3日目 9:00~16:40

2 会 場
学科：旭川市工業技術センター（旭川市工業団地3条2丁目）
実技：旭川市森林組合（旭川市工業団地3条1丁目）

3 受講料
会員 21,000円 会員外 23,000円
(テキスト代2,970円、消費税10%を含む)
※申込書の「受講料支払方法」欄に○印を記入して下さい。
(振込に○をした場合は、請求書を発行いたします)

4 申込方法
受付期間内に、申込書を旭川分会に提出して下さい。
※先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

5 添付するもの
運転免許証(表・裏)のコピー、写真1枚(30ミリ×24ミリ)
※既に取得している、林災防交付の修了証のコピーを添付していただくと、修了証が一つにまとまります。

科 目		時間
学 科	伐木作業に関する知識	4時間
	チェーンソーに関する知識	2時間
	振動障害及びその予防に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	伐木等の方法	5時間
	チェーンソーの操作	2時間
	チェーンソーの点検及び整備	2時間
講習時間合計		18時間



7 実技機材
持っている方は、下記機材をご持参下さい。※機材がない場合はご相談下さい。
・チェーンソー（複数名受講する事業場は、2名に1台程度）
・点検整備工具、目立て用やすり（持参チェーンソーに合ったもの）
・防振手袋、ヘルメット、**チャップス**、チェーンソー用敷物（整備時に机等を汚さない為）
※チェーンソーは燃料を抜いた状態で移動し、実技の時に給油するようお願いいたします。

8 修了証 後日、事業場に送付いたします。

9 注 意 受講日前に欠席の申し出がない時は受講料は返金致しません。



チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育申込書

※運転免許証（表・裏）のコピーを添付して下さい

※印の欄は記入しないで下さい

※受講No.				太枠内に楷書でご記入下さい。	
受講日	/ ~ /				
ふりがな				性別	
氏名				男・女	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記（希望する・希望しない）				
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要				
生年月日	昭和・平成	年	月	日	
現住所	〒 携帯				
チェーンソー 使用歴	開始年齢	才から使用	使用年数	年	か月
勤務先	所在地	〒			
		TEL	FAX		
	名称	担当者名			
受講料支払方法 (○印を記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 旭川分会へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います				
※会員区分	会員	21,000円 (コードNo.155)			※入金日
	会員外	23,000円 (コードNo.156)			

縦30mm
横24mm
写真1枚添付
裏面に氏名記入

年 月 日

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

林材業労災防止協会旭川分会 行き